

1. 任用について

(1)任用形態別の職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分 部門		職員数			その他主な増減理由
		令和6年	令和5年	対前年増減額	
一般行政部門	正式任用	21	21	0	
	再任用職員(常勤)	0	0	0	条例施行平成13年4月
	再任用職員(短時間)	—	—	—	規定なし
	任期付職員(常勤)	0	0	0	条例施行平成17年4月
	任期付職員(短時間)	0	0	0	条例施行平成17年4月
	合 計	21	21	0	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、会計年度任用職員、暫定再任用短時間勤務職員及び定年前再任用短時間勤務職員を除いている。以下同じ。

(2)職員の採用及び退職等の状況 (令和6年度)

区分 職種		採用	退 職			
			定年	勸奨	自己都合	合計
一般行政職		1	1	0	0	1
合 計 (構成比%)		1	1 100%	0 0%	0 0%	1 100%

(注) 「その他」には、死亡等が含まれる。

(3)職員の昇任及び降任の状況 (令和6年4月1日現在)

区分 職種		昇任			降任
		局次長級	課長級	左記以外	
一般行政職		0	0	1	0
合 計		0	0	1	0

(4)部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区分 部門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由等
		令和6年	令和5年		
一般行政部門	事務職(一般会計)	12	11	1	会計間の異動のため
	事務職(特別会計)	9	10	-1	
	合 計	21	21	0	

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を除いている。

2. 給与について

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区 分	歳出額A	実質収支	人件費B (職員給)	人件費率 (B/A)	参考:5年度の 人 件 費 率
令和6年度	千円 6,099,647	千円 54,701	千円 100,719	% 1.7	% 1.9

(注) 派遣職員に係る人件費は除く。

(2)職員給与費の状況(普通会計予算)

区 分	職員数A	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	合計B	
令和7年度	人 15	千円 60,992	千円 12,310	千円 25,671	千円 98,973	千円 6,598

※給与費は当初予算に計上された額。

(3)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分	一般行政職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
山梨県市町村総合事務組合	319,814円	370,241円	42.7
山梨県	328,862円	405,341円	42.8

※平均給与月額は、給料月額に諸手当（期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除く。）を加え、対象職員数で除した。

(4)職員の初任給の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		山梨県市町村総合事務組合	山梨県	国
		決定初任給	決定初任給	決定初任給
一般行政職	大学卒	203,106円	203,918円	196,200円
	高校卒	167,807円	172,181円	166,600円

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

(令和6年4月1日現在)

区分／標準的な職務内容	職員数(人) 構成比		1年前の職員数(構成比)		5年前の職員数(構成比)	
7級 事務局長	1	6.3%	1	6.3%	1	6.7%
6級 次長・困難課長	2	12.5%	2	12.5%	1	6.7%
5級 会計管理者・所長・課長・室長 ・監・所長補佐・課長補佐 ・室長補佐	3	18.8%	4	25.0%	5	33.3%
4級 主幹	1	6.3%	1	6.3%	2	13.3%
3級 副主幹・主査・副主査	4	25.0%	3	18.8%	2	13.3%
2級 主任	3	18.8%	3	18.8%	2	13.3%
1級 主事	2	12.5%	2	12.5%	2	13.3%
一般行政職職員数	16	100%	16	100%	15	100%

※1 本組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数。
※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(6) 職員手当の状況

(令和6年度末)

区分	山梨県市町村総合事務組合			山梨県		
期末手当 勤勉手当	(令和6年度支給割合)			(令和6年度支給割合)		
	期末手当		勤勉手当	期末手当		勤勉手当
	6月期	1.225月分	1.025月分	6月期	1.225月分	1.025月分
		(0.6875)月分	(0.4875)月分		(0.6875)月分	(0.4875)月分
	12月期	1.275月分	1.075月分	12月期	1.275月分	1.075月分
		(0.7125)月分	(0.5125)月分		(0.7125)月分	(0.5125)月分
退職手当	合計	2.5月分	2.1月分	合計	2.5月分	2.1月分
		(1.400)月分	(1.000)月分		(1.400)月分	(1.000)月分
	職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
退職手当	(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.5868月分	勤続20年	19.6695月分	24.5868月分
	勤続25年	28.0395月分	33.2707月分	勤続25年	28.0395月分	33.2707月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
	その他の加算措置	無		その他の加算措置	無	
	退職時特別昇給	無		退職時特別昇給	無	
退職手当	1人当たり平均支給額	無	無	1人当たり平均支給額	6,236千円	22,749千円

(注) 1 () 内は、再任用職員に係る支給割合。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額。

時間外勤務手当	令和6年度	支給総額	1,214	千円
		職員1人当たり平均支給年額	76	千円
	参考:5年度	支給総額	509千円	職員1人当たり平均支給年額

(注) 1 人件費の状況のうち時間外勤務手当を記載。
2 職員1人当たり平均支給年額は、当該年度給与実態調査の一般職員の人数(派遣を除く)で除した数値。

	内 容	県(国)の制度との異同
扶養手当	1 配偶者 ○月額:6,500円	○県と同じ
	2 子 ○月額:10,000円 16歳から22歳までの子に対しては1人 5,000円の加算措置	○県と同じ
	3 配偶者・子以外の扶養親族 ○月額:6,500円 ※配偶者・子以外の扶養親族の範囲:22歳未満の孫、60歳以上の父母及び祖父母、22歳未満の弟妹、重度心身障害者	○県と同じ
住居手当	職員の居住する借家・借間 ○ 自ら借り受け居住している住宅で月額16,000円を超える家賃を負担している職員 →家賃27,000円以下:家賃額－16,000円 →家賃27,000円を超え61,000円未満: (家賃額－27,000円)×1/2＋11,000円 →家賃61,000円以上:28,000円(支給限度額) ※100円未満は切り捨て	○県(国)と同じ
通勤手当	1 交通機関等を利用する場合 ○ 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、交通機関等での通勤を常例とする職員 →1ヶ月運賃等が55,000円以下: 職員が負担している運賃等 →1ヶ月運賃等が55,000円を超える: 55,000円が限度	○国と同じ 県:1ヶ月運賃等が55,000円を超える: 55,000円＋(1ヶ月運賃等－55,000円)×1/2
	2 自動車等を利用する場合 ○ 徒歩通勤した場合に片道2km以上ある職員が、乗用車等での通勤を常例とする職員 →四輪自動車と四輪自動車以外の区分なし 通勤距離に応じて2km以上60km未満は、2,000円～29,800円 (60km以上は31,600円が限度)	○国と同じ 県:四輪自動車 前年1月から12月までのガソリン等の平均価格を次年度の通勤手当額に反映 四輪自動車以外 二輪車の距離区分に対応する四輪自動車の最低手当額を適用
	3 1及び2を併用する場合 ○1及び2によりそれぞれ算出した額の合計額	○国と同じ
	4 特急等を利用する場合 ○なし	国・県:異動等による通勤困難者 一特急利用料金等の1/2を1～3で算出した通勤手当額に加算支給(限度額20,000円)

(7)特別職の報酬等の状況

(令和6年4月1日現在)

区 分		報酬年額	
報 酬	組 合 長	年 額	200,000円
	副組合長	年 額	80,000円
	監査委員	年 額	65,000円
	議 長	年 額	80,000円
	副 議 長	年 額	70,000円
	議 員	年 額	65,000円

3. 勤務時間について

(1) 勤務時間の状況(令和6年)

① 1週間の勤務時間 38時間45分

② 一般職員の勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間	その他
午前8時30分	午後5時15分	午後0時 ～午後1時	

(2) 一般職員の年次有給休暇の使用状況

令和6年1月1日～令和6年12月31日の平均使用日数 8.4日

(3) 特別休暇等の状況

(令和6年度)

種 類	付 与 日 数
1 公民権行使休暇(選挙その他公民権行使)	そのつど必要と認める期間
2 官公署出頭休暇(証人、鑑定人、参考人等での出頭)	そのつど必要と認める期間
3 骨髄提供(ドナー)休暇	そのつど必要と認める期間
4 ボランティア休暇	5日以内
5 婚姻(結婚)休暇	5日以内
6 不妊治療休暇	5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)以内
7 妊娠中又は出産後通院休暇(産前・産後休暇)	別に定める回数において必要と認める時間
8 分娩休暇(産後休暇)	その分娩予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)に当たる日から分娩の日後8週間目に当たる日までの期間内
9 育児(時間)休暇	1日2回それぞれ60分以内の期間
10 配偶者出産休暇(妻の出産)	3日以内
11 男性職員の育児参加休暇	5日以内
12 子の看護(のための)休暇	5日以内
13 短期の介護休暇	5日以内
14 忌引(休暇)	別に定める期間内において必要と認める期間
15 父母の祭日(法要)休暇	1日(遠隔地の場合には実際に要した往復日数を加算可)
16 夏季休暇	5日以内
17 感染症まん延防止休暇	そのつど必要と認める期間
18 住居滅失・損壊休暇(天変地変による現住居の滅失・損壊)	そのつど必要と認める期間
19 非常災害交通遮断休暇	そのつど必要と認める期間
20 交通機関の事故等による不可抗力休暇	そのつど必要と認める期間
21 生理休暇	そのつど必要と認める期間(毎月2日超えること不可)

(4) 育児休業及び部分休業の取得状況

(令和6年度)

	令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)		
	育児休業 取得者数	うち両休業 取得者数	部分休業 取得者数
男性職員	0	0	0
女性職員	1	0	0
計	1	0	0

(注) 1 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段には新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段には育児休業(部分休業)の期間が令和5年度から令和6年度にかけて引き続けている者の数を記入すること。
2 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段の令和6年度に新たに育児休業を取得した者の数には「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員で育児休業(部分休業)した職員」と「令和6年度中に育児休業が取得可能となったが、令和5年度に新規に育児休業(部分休業)をした職員」の両方が含まれるので、「令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち令和6年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員のうち両休業取得者数」の各々と必ずしも一致するわけではなく、また下回ることはない。

(5) 介護休暇の取得状況

(令和6年度)

	介護休暇取得者数	休暇の取得形式			
		合計	全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

4. 分限及び懲戒について

(1) 分限処分者数(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:人)

降任	免職	休職	降給	合計	失職
0	0	0	0	0	0

※1 対象職員は、一般職に属する全ての職員

※2 分限処分者数

- ア. 令和6年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしている。
- イ. 失職制度は広義の分限として位置付けられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしている。

(2) 処分事由別分限処分件数(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:人)

区分	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0	0
法第28条第4項により失職した者	0	0	0	0	0	0

(注) 1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上。

2 法とは地方公務員法をいうものである。

(3) 懲戒処分者数(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:人)

戒告	減給	停職	免職	合 計
0	0	0	0	0

(4) 処分事由別懲戒処分件数(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

(単位:人)

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反(法第29条第1項第1号)	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は怠慢(法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(注) 1 処分件数は、1つの事案に対して複数の処分事由が存在するため、延数で計上。

2 法とは、地方公務員法をいう。

5. 服務について

(1) 服務規律の遵守に関する取り組み (令和6年度)

任命権者	取 組 内 容	職員への周知方法
組合長	服務規律の確保	口頭
組合長	厳正な職務執行	口頭
組合長	飲酒運転の根絶	口頭
組合長	年末年始の綱紀粛正	口頭
組合長	交通事故防止・安全運転の喚起	口頭

6. 研修について

(1) 研修実績 (令和6年度)

区分	内 容	対象職員	参加者等
職場研修	日常の職務を通じて必要な知識、技術等を習得するとともに、職務研究及び職務改善を進めるため、職員の所属する職場において行う研修	全職員	18名
階層別研修 (職員研修所)	市町村職員研修所が企画主催する、職階の責任や役割に応じ必要とされる知識や技術等能力向上を図るために行う研修	該当職員	1名
専門・実務研修 (職員研修所)	市町村職員研修所が企画主催する、(専門的)職務の遂行等に必要とされる知識や技術等の習得を図るために行う研修	該当職員	述べ3名
自己啓発	職員自ら行う研究及び修養 (通信教育講座、自主研究等)	全職員	18名

7. 勤務成績の評定について

(1) 勤務成績の評定の概要

区分	概要	対 象		評価段階
		職 種	職務上の地位	
(全般)	地方公務員法第40条の規定に基づく「勤務成績の評定」について、平成27年10月1日より人事評価制度を導入し、職員の処遇に反映している。	全職員	全職員 (管理職員) (一般職員)	極めて良好 A 特に良好 B 良 好 C やや良好でない D 良好でない E

8. 福祉及び利益の保護について

(1)職員の厚生福利に関する計画

○職員の健康管理に関する取り組み状況

事業名	概 要
労働安全衛生管理体制の整備	安全衛生推進者の設置(職員の危険又は健康障害に対する防止措置等)

(2)職員の厚生福利の実施状況(令和6年度)

①職員の健康診断の実施状況

項目	概 要	検診項目	受診者数
定期・成人病 等各種検診	肺結核や生活習慣病を早期発見するた めに全職員を対象に実施	問診、診察、視力、聴力、眼底、胸部 X線、心電図、血液・尿検査、超音波 検査、内視鏡検査など	18名

②職員のレクリエーションの実施状況

項目	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
入館団体職員 親睦行事	ボウリング大会	入館団体職員 (組合職員を含む)	中央市	R6.11.21	9名

山梨県市町村総合事務組合公平委員会・報告

○令和6年度の勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況について

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求の件数 0件

(2)不利益処分に関する不服申立ての状況

不服申立ての件数 0件